

営業保証金供託済届出書届出書類一覧表

注意事項

- ・この一覧表は、中部地方整備局長宛に届出する場合の標準的な届出書類の一覧で
- ・必要な書類は、案件ごとに変わる場合がありますので、一覧表に掲げる書類以外の資料等を提出いただく場合があります。
- ・ご不明な点は担当者までご相談ください。

連絡先: 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局 建政部 建設産業課 不動産業係
電話: 052-687-8523

◎＝必ず必要なもの、○＝条件により必要となるもの

	書類の名称	法人	個人	備考
1	営業保証金供託済届出書 様式第七号の六(第一面)	◎	◎	・中部地方整備局へ直接提出
2	供託書(原本)	◎	◎	・供託書の原本を窓口で提示し、照合の上、 原本は返却します
3	供託書の写し	◎	◎	
4	委任状	○	○	・代理人が届出をする場合